

社会保障に関する要望書（回答）

1. 行政のあり方について

（ア）東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

【回答】人事課

・職員派遣については、引き続き市長会等からの派遣要請に応じてまいりたいと考えています。

【回答】市民安全課

・被災自治体への支援内容は消防本部が3月13日から7日間人命検索活動、一般職員が4月1日から6日間給油活動、5月6日から8日間手話通訳、3月30日から給水支援活動を順次行っています。物資の支援についてはアルファ一化米5,000食、紙おむつ3,000個、薬剤トイレ2,000セット、リサイクル自転車の提供15台を行っています。

なお、短期間の派遣は可能であるが、人員の不足により業務に支障があると想定され、通年の職員派遣は困難であると考えられます。

また、避難者の受入数は市営住宅・雇用促進住宅に5月31日現在7名入居しています。

（イ）住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

【回答】人事課

・職員の定数管理につきましては、中長期的な視点に立ち、適正な人員の確保を行ってまいります。また、職員研修につきましては、職務の内容を勘案した中で研修を行っており、住民に不利益になるような対応は行っておりません。

（ウ）大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

【回答】 市長政策室

大阪府からの権限移譲につきましては、市民生活の向上につながる事務の移譲を受けてまいります。権限が移譲されても、府関係機関との協議が必要であるなど、住民サービスの低下につながりかねないと考えられる事務については、今後検討を行ってまいります。移譲事務の円滑かつ効率的な執行ができるよう、大阪府による人的支援等の本市職員研修などにより業務体制を整えてまいります。

2. 国民健康保険・後期高齢者など医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。さらに保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を法律どおり実際に使える制度とし、要件は最低でも現在行われているモデル事業の内容とすること。いずれもいまある減免制度についてはホームページに掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど広報物の現物を当日お示しください。)

【回答】 保険年金課

本市の国保財政は平成22年度末の累積赤字が約22億円となり、一般会計から法定外の繰入も行っておりますが非常に厳しい状況であります。保険料率につきましては、被保険者の生活実態などを考慮し、平成14年度から据え置いてきましたが、国保制度を維持していくためには国保財政の健全化が必要であり、平成23年度の保険料率につきましては、医療分の均等割を年間1200円増額させていただいたところで、保険料を引き下げる状況にはないものと考えております。

保険料の減免制度につきましては、低所得世帯や障害者世帯など一定の基準を設け対応しておりますが、本市の財政状況からこれ以上の減免制度の拡充は難しい状況です。

一部負担金の減免につきましては、国基準に合わせた改正を行いました。

減免制度の周知につきましては、生活が著しく困難となった場合にはまず納付相談を行い、その相談内容から減免が可能かどうか判断し適用してまいりますので、ホームページへの掲載やチラシ、パンフレットによる周知は今のところ考えておりません。

②資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

【回答】 保険年金課

資格証明書の発行につきましては、国民健康保険法において、特別な事情がないにもかかわらず、一定期間保険料を滞納した場合には、負担の公平を図る観点から資格証明書を交付することが規定されています。

本市では、法令の趣旨を踏まえ、できるかぎり市民の医療を守る立場から滞納者の事情把握に努めるため、まずは短期保険証を交付し、納付を促していますが、それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず納付されない場合には、資格証明書の交付は止むを得ないものと考えております。交付に際しましては、加入者間の負担の公平性確保にも十分留意し、個々の保険料困難事情もくみ取る中で、現地調査を行い、慎重に運用しているところでございます。

また、滞納処分につきましては、特別な事情がないにもかかわらず、連絡も無く保険料を放置された方に対し、負担の公平性を図り、債権の確保や時効の中断及び面談の機会を得るために止む無く執行しているものでございます。

国保加入者は給付を受ける権利と同時に応分の負担の義務を負っております。短期被保険者証は完納されている方との負担の公平を図るため、また、面談の機会の確保と保険制度への理解を求め、納付勧奨を行うための必要な取組みのひとつと考えており、窓口での納付相談等により交付しておりますが、高校生世代以下の子どもにつきましては、1年間有効の保険証を郵送しております。

医療機関から照会があった場合は、資格を確認し対応しております。

③国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

【回答】 保険年金課

運営協議会委員の被保険者代表につきましては公募しており、協議会は公開し、傍聴に来られた方へは資料の配布も行っております。また、会議録につきましても、市役所の情報コーナーやホームページにて公開しております。

④特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】 保険年金課

・本市では、国の基準に加え市独自の追加項目を設け、地域保健課で実施していた以前の健診内容と同等の内容となっており、費用につきましても従来と同様に一定の自己負担をお願いしております。

また、集団健診では、肺がん、子宮がん検診との同時実施が可能であり、個別健診においても医療機関によっては可能な場合があります。

【回答】 地域保健課

がん検診につきましては、胃がん・乳がん検診は健康増進法では40歳以上が対象ですが、松原市では30歳以上を対象に実施してまいりました。さらに乳がん検診は22年度より、20歳代の超音波（エコー）検査を新たに追加し実施しております。

大腸がん・肺がん・がんどックは40歳以上、子宮がんは20歳以上でそれぞれ実施しております。

さらに21年度に引き続き、がん検診推進事業として、一定の年齢に対象者に対し、無料クーポン券を送付し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料検診を実施し、23年度からは新たに大腸がん検診を追加し、がんの早期発見・早期治療に努めるものでございます。

また、肺がん・結核検診及び子宮がん検診につきましては、特定健診と同時受診が可能であり、日曜日の集団検診も実施しております。

⑤後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

【回答】 医療支援課

1. 後期高齢者医療保険料につきましては、制度発足年度より国において被保険者均等割額（8.5割・5割・2割）及び所得割額（5割）の軽減が実施されております。さらに翌年度から、9割軽減【当該世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得が0円）の被保険者】も追加され、現在も継続されております。また、大阪府後期高齢者医療広域連合において保険料の減免措置も設けられており、負担の公平性を図るためには大阪府全域で同じ基準で取り扱うことが必要であり、市として独自減免は考えておりません。

2. 短期保険証の交付については、保険料滞納者に対して、面談の機会を増やすことにより、納付の相談・指導を通じて実情を把握した上で、慎重に対処していきたいと考えております。

また、資格証明書については、厚生労働省保険局長からの通知により、発行をしておりません。

⑥大阪府広域化等支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

【回答】 保険年金課

国保制度は、低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題により、市町村単位での運営が厳しい状態となってきました。本市としましては、広域化による財政基盤の安定に期待しており、それが制度を維持していくためにも必要であると考えております。

今後は国の動向を注視しつつ、国庫負担率の引き上げなど、国保への財政支援につきましては、引き続き要望してまいります。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

【回答】 高齢介護課

介護保険料につきましては、高齢者人口の推移や、要支援・要介護認定者数の推計や介護サービスの見込み量を勘案しながら算定するものです。

一般会計からの基準外の繰入については、想定しておりません。

保険料の多層化につきましては第4期では9段階で設定しており、第5期につきましては更なる細分化について検討してまいります。

保険料減免制度につきましては、本市において一定の要件を満たす者について実施しているところです。今後も被保険者の実情を把握したうえで、検討を加えたいと考えております。

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること

【回答】 高齢介護課

保険料の特別徴収につきましては、介護保険法の趣旨に則り行っております。

また、国庫負担金の引き上げについては、大阪府市長会を通じて国に要望しております。

- ③介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること

【回答】 高齢介護課

次期介護保険事業計画の中で検討してまいります。

④入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】 高齢介護課

次期介護保険事業計画の中で必要な見込み量を算定してまいります。

⑤国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

【回答】 高齢介護課

実施については自治体の判断となっておりますので、次期介護保険事業計画策定の中で総合的に判断してまいります。

⑥介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

【回答】 高齢介護課

制度の在り方については、大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

本市においては、独自の減免制度を実施しているところです。

⑦不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】 高齢介護課

国・府で示されている基準により対応しており、ローカルルールは無いものと考えております。

⑧「大阪版権限委譲」に基く事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

【回答】事業所・法人指導準備室

「指定居宅サービス事業者の指定等」の事務については、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の考え方に基づくものであり、現在、円滑な事務の移行が行われるよう取り組みを進めているところです。

⑨「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定あたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

【回答】高齢介護課

既に実施したニーズ調査を分析し、地域で必要な介護サービスを提供する体制を次期介護保険事業計画の中の整備を進めていきます。

計画の策定に当たっては被保険者に参画していただいております。またパブリックコメントを実施し計画策定への市民参画を図ってまいります。

⑩状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

【回答】高齢介護課

要介護認定については、全国一律の基準により行われております。また具体的な状況は特記事項に記載することとなっております。さらに認定調査票や主治医意見書について、審査会前に整合性や記載内容の不備を確認しており、適正に審査を行っております。

4. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

【回答】福祉総務課

平成23年度は、前年度よりケースワーカーは3名増員となっておりますが、ケースワーカー数の不足については、引き続き人事当局に増員要望を働きかけております。

②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付す

ること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください)。さらに、申請時に違法な「助言指導書」などをださないこと。

【回答】福祉総務課

「生活保護のしおり」は、福祉部のカウンターの前に設置しております。また、保護の申請権を侵害しないよう留意しつつ対応しております。なお、「生活保護のしおり」は、昨年度改訂いたしました。

③通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

【回答】福祉総務課

通院のための移送費については、医療扶助運営要領に基づき、個々の事例について検討し、適切に対応しております。

④「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、または子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回答】福祉総務課

医療機関への受診は「医療券」で対応しております。緊急時の場合は、後刻、医療機関・本人等からの連絡により「医療券」を発行致して対応しております。

⑤自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】福祉総務課

自動車保有については、原則保有は認めておりません。しかし、本人等より自動車保有の要望があった場合、保護の実施要領に基づき、個々の事例について検討し、保有の可否を決定しております。

⑥実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事のを確保すること。

【回答】福祉総務課

就労指導については、就労可能と判断される者に対して、個々の事例について検討し、適切に行っております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】医療支援課

現在、就学前児童の入・通院の現物給付（府内現物）、所得制限（児童手当特例給付）ありで実施しております。また、平成20年度から小学1年生から3年生までの入院のみ償還払いを実施しております。

また、毎年大阪府市長会を通じて、医療費助成費助成制度の拡充を大阪府に対し要望しているところであり、「平成23年度府に対する要望」でも医療費助成制度の拡充を要望しております。

②全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

【回答】地域保健課

妊婦健診につきましては、平成20年度より毎年増額をしております。

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

【回答】教職員課

認定基準については、本市の標準4人世帯の生活保護費をもとに給与所得控除後の金額（総所得額）を求め基準額としている。また、年度途中で転入学等により申請があれば、教職員課で随時受付している。なお、支給時期については、世帯の前年収入状況により審査し、認定されれば、援助費は前期、後期に分けて支給しているところであり、事務手続き上、現状でお願いしたい。

④全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

【回答】学校給食課

中学校給食につきましては家庭の手作り弁当を基本にし、家庭弁当を持参できない生徒のために民間活力を活用した弁当方式を市内全中学校で実施したいと考えておりますが、中学校給食の実施に向けた大阪府の新しい補助制度も踏まえながら、中学校給食を取り巻く様々な問題点を今一度整理し、今後の中学校給食のあり方について十分に検討して参りたいと考えております。

⑤子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

【回答】 地域保健課

子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチンにつきましては、平成22年11月より市の独自事業として費用助成を開始し、平成23年2月より国の補助事業が開始され、小児の肺炎球菌ワクチンを追加して、現在実施しているところです。

また、上記の3ワクチン及び新型インフルエンザワクチンにつきましては、中部ブロックにおいて国に対する要望事項として、「予防接種法の対象となっていないが、一般に接種が実施されているワクチンについて、効果及び安全性を検証されるとともに、定期予防接種の拡充を早急に図りたい」と強く要望をしているところでございます。

⑥子どもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。

【回答】 子育て支援課

子どもや子育てに関する情報を掲載した「こそだておうえんBOOK」を毎年度作成し、母子手帳交付時等に市民に配布しております。また、子ども手当や一人親家庭等に対する施策についてのパンフレットを窓口に備え、子どもに関する諸施策についての周知に努めております。

6. 障害者施策について

①障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を十分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

【回答】 障害福祉課

障害福祉サービスの支給決定につきましては、担当ケースワーカーが障害者の生活実態、利用の意向などを聞き取り、市が定めたガイドラインに則り、適正に支給量を決定しているところです。

②大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

【回答】 医療支援課

毎年大阪府市長会を通じて、医療費助成費助成制度の縮小・廃止等のないよう大阪府に

対し要望しているところであり、「平成23年度府に対する要望」でも現行制度の維持・拡充を要望しております。

③指定障害福祉サービスに関する認可等権限委譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備ができない状況であれば受託はせず拒否すること。

【回答】事業所・法人指導準備室

「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」の事務については、大阪府との連携・協議のもと、円滑な事務の移行が行われるよう取り組みを進めているところです。